

消食表第 296 号
令和元年 9 月 9 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「特別用途食品の表示許可等について」の全部改正について

特別用途食品の表示許可等については、「特別用途食品の表示許可等について」（平成28年3月31日付け消食表第221号。以下「特用許可等通知」という。）により運用しているところです。

今般、病者用食品について総合栄養食品の許可基準の見直し、糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品の区分新規追加並びにとろみ調整用食品の許可試験方法の見直しと共に、通知の項目及び記載順等を整理するため、別添のとおり、特用許可等通知の全部を改正し、本日から施行することとしました。

つきましては、このことについて御了知いただきますとともに、貴管下の関係者に対する周知方お願いします。

また、「食事療法用宅配食品等栄養指針について」（平成21年4月1日付け食安発第0401001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）は、本通知をもって廃止することとしましたので、併せて御了知願います。